

1 概要

日本台湾交流協会(以下「協会」という。)は、東京本部と台北事務所、高雄事務所から成り立っており、我が国政府との緊密な連携の下、外交関係の無い台湾との間の実務関係进行处理するための各種業務を行っています。

本事業は、台湾の高校生が日本の高校に約 11 ヶ月間留学し、日本の高校生と同じ環境で生活を送りながら、日本の社会・文化・歴史等を学ぶ機会を提供します。留学した台湾人高校生がより早い段階で日本に対する理解を深めることで、将来知日派人材となり、日台間の架け橋として日台関係の更なる発展に寄与すること、及び受入校の日本人高校生等の台湾に対する理解を増進することを目的としています。

2 第8期実施の枠組

(1)人数:未定(第7期は 13 名)

(2)留学期間:2024 年 8 月下旬～2025 年 7 月下旬(予定)

(3)募集対象校:台湾にある全高校、五年制専科学校

(4)日本側受入校:協会が指定する普通高校

主にスーパーグローバルハイスクール(SGH)ネットワーク参加校、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)指定校、台湾の高校と姉妹校関係のある高校(姉妹校、教育旅行受入校等)等

(5)住居:協会または日本側受入校が指定する民間寮または学校寮

※長期ホームステイは手配しませんのでご注意ください。冬季休暇中等に 1 週間程度のホームステイを手配する場合があります。

3 募集・選考方法

(1)申請:学校推薦※個人での申請は受理しません。

各校より以下4の条件を満たす在籍生徒 1～5 名を推薦してください。

提出書類は以下9のとおりです。

学校毎に取りまとめて以下10の提出先まで郵送してください。

募集締切:2024 年 2 月 16 日(金)消印有効

(2)一次選考:書類審査

各校からの被推薦者に対し、書類審査を実施します。書類審査結果は 3 月下旬(予定)に在籍高校へ通知します。

(3)二次選考:面接(中国語・日本語) 2024 年 4 月中旬予定

一次選考合格者に対し、中国語と日本語による面接を実施します。詳細については在籍高校を通じて連絡します。面接結果は 5 月上旬(予定)に在籍高校へ通知します。

(4)選考基準

志望動機、健康状態、留学適性(明るく積極的でコミュニケーション能力が高い、英語やスポーツが得意等)、日本語能力、在籍高校での学業の成績・出席率、受入校の受入要件等を総合的に判断して合格者を決定します。

※必ずしも日本語能力や在籍高校の成績だけで選考される訳ではありません。

4 留学生の応募資格・条件

- (1)台湾籍を有する者(日本国籍を有する者及び父母の一方が日本人の者は応募できません。)
- (2)申請時点(2024年2月)で台湾の高校・五年制専科学校の1～2年次に在籍している者
- (3)2024年8月1日時点で満18歳未満の者(2006年8月2日以降に出生した者)
- (4)本事業の目的を理解し、台湾の高校生を代表して日本に留学するに相応しい者
- (5)積極的に日本・日本語・日本文化を学習しようとする意欲を持ち、異なる環境において、高い順応性とコミュニケーション力を備えている者
- (6)留学前、留学中に協会が実施する各種研修等に参加できる者
- (7)心身ともに日本の高校における勉学・留学生活に支障がないと認められる者
- (8)日本で生活するために必要な日本語能力を有している者(目安:N4相当以上)
- (9)日本の法令等を遵守し、日本での集団生活に適応することができる者
- (10)日本にある学校(小・中・高校)に一学年以上在籍したことがない者
- (11)申請時点及び留学開始時点で両親のいずれも日本に長期滞在していない、または長期滞在する予定のない者
- (12)協会が指定する留学生活に必要な各種保険(海外旅行保険、日本の国民健康保険等)に加入することができる者
- (13)その他協会が負担しない留学関連の必要経費の全額を負担することができる者
- (14)留学中、在籍高校を休学し、留年する可能性があることを理解し、承諾できる者。また、留学終了後は必ず台湾に戻り、在籍高校に復学することを誓約する者(帰台後、在籍高校に復学したことを証明する書類の提出を求めます。)
- (15)上記(1)～(14)を満たしていると在籍高校から認められ、その推薦を受けている者

5 協会の主な支給内容

○ 協会が全額負担する経費

- (1)日本－台湾間の往復航空券
- (2)在学経費(授業料、検定教科書・副教材代、通学定期券代等)
- (3)生活費(宿舍費(民間寮または学校寮滞在にかかる経費)及び食事補助費等)
- (4)その他(国民健康保険料、海外旅行保険料、日本で当協会が実施する研修費用等)

○ 協会が一部負担できる経費

在学経費(制服代、部活動費、修学旅行代等)

6 自己負担経費

- (1)生活雑費(日常生活用品、娯楽費、携帯通話費用等)

- (2) 保険の補償内容以外の医療費及び賠償費
- (3) 留学生の過失にて発生した費用
- (4) 協会が支給する費用以外の経費、協会が支給する費用の上限を超える経費

7 実施スケジュール(予定)

2024 年 1 月	オンライン説明会(任意参加) 詳細については協会 HP でお知らせします。
2 月 16 日	在籍高校からの推薦締切(消印有効)
3 月下旬	一次選考(書類審査)結果を在籍高校に通知
4 月中旬	面接審査【予定】
5 月上旬	二次選考(面接審査)結果を在籍高校に通知
8 月上旬	事前説明会(台北)

8 注意事項

- (1) 日本側受入校は協会が決定します(協会が指定する高校に留学できない場合は留学取消となります。)。個人からの受入先希望や受入先決定後の変更希望は認められません。
- (2) 日本の高校の学事暦は 4 月からであることから、留学開始時(9 月)の所属は、主に普通高校の 1 年生後期または 2 年生後期のクラスに所属することとなります。
- (3) 受入校でのクラスやカリキュラム・単位認定・成績評価の有無については受入校の判断となります。
- (4) 滞在先は協会が指定する民間寮または受入校等に設置されている学生寮となります(自分で決めた住居での一人暮らし、親族・友人等との同居は一切認められません。)
- (5) 協会が支給する費用(5 協会の主な支給内容)以外の高校での活動に必要な費用、生活費等については、自己負担となります(日本留学に必要な経費は受入校や個人により異なります。)
- (6) 留学開始後に両親のいずれかが日本に長期滞在することになった場合は、親の来日時点をもって留学取消となる場合があります。また、留学期間中の家族・親類による留学生に対する訪問・面会は、協会が必要だと判断する場合のみ認めます。
- (7) 留学期間中の帰台(一時的なものを含む。)は原則として認められません。ただし、帰台が必要な病気や怪我、あるいは2親等以内の親族の不幸などの状況が生じた場合は、協会の承認を得て一時帰台することができます。
- (8) 留学期間中のアルバイトは禁止します。
- (9) 留学生が日本の法律、受入校の校則、本事業の応募資格・条件、注意事項、その他規定に違反した場合、または協会の指導に従わない場合、協会の判断により留学を中止し、帰台させる場合があります。
- (10) 感染症拡大や地震等の自然災害、その他本事業を安全に実施することが困難であると協会が判断した場合は、生徒の安全確保を優先し、選考・留学途中であっても、やむを得ず本事業を中止とする場合があります。

9 申請時の提出書類

募集要項及び応募書類をよく読み、以下の(1)～(7)を提出して下さい。(8)は自由提出です。

(1)申込書(書式1)

(2)申請書(書式2)

※書式中問7「課外活動の成績」において有を選択した場合は、有効な証明書を添付して下さい。

(3)在籍高校の推薦書(担任教員が作成し、公印が押印されているもの)(書式3)

(4)卒業中学および在籍高校の成績証明書(民国112年度前期までを含む)

(5)卒業中学および在籍高校の德行成績表(民国112年度前期までを含む)

(6)卒業中学および在籍高校の出欠席表(民国112年度前期までを含む)

(7)JLPT N4以上、またはBJTJ4(200点)以上を証明できる証明書

※12月実施の日本語能力試験を受験する場合は、1月下旬に発表されるオンライン成績照会のページを添付して下さい。

(8)その他の語学力証明書(JPT、J-TEST、TOEIC、TOEFL等)(任意)

※提出書類に不備があるもの、締切を過ぎたもの、書類の直接持ち込みによる申請は受理しませんのでご注意ください。

※選考結果に関する問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

10 申請提出先・問い合わせ先

日本台湾交流協会台北事務所 広報文化部 高校生日本留学事業担当

台北市松山区慶城街28号4階

02-2713-8000 ext2431、2432

E-mail:koukouryugaku-k1@tp.koryu.or.jp